## 組合員の記号・番号について

組合員の記号・番号は、マイナポータルの資格情報画面や資格情報通知書のほか、お持ちの方は組合員証や資格確認書で確認が可能です。

なお、付番の規則は下記のとおりです。

## 1 組合員の記号について

組合員の記号は、下表のとおり所属所及び職員区分により異なります。

	常勤職員	再任用職員	臨時的 任用職員	会計年度 任用職員	任意継続組合員 (※)
市長部局	1 0 1	201	3 0 1	4 0 1	901, 981, 991
教育委員会			3 0 7	407	901、987、997
交通局	1 0 2	2 0 2	3 0 2	4 0 2	902、982、992
上下水道局	1 0 3	203	3 0 3	403	903、983、993
消防局	1 0 4	2 0 4	3 0 4	4 0 4	904、984、994
市立病院	1 0 5	2 0 5	3 0 5	4 0 5	905、985、995
産技研	1 0 6	206	3 0 6	4 0 6	906、986、996
澱側右岸 水防事務組合	_	_	_	4 0 8	498

(※) 退職時の任用形態が常勤・再任用の場合は2ケタめが「0」、 臨時的任用の場合は「8」、会計年度任用の場合は「9」となります。

## 2 組合員の番号について

組合員の番号は、氏名コードとなります。

組合員の「番号」 氏名コード

## 【申請書には正確な組合員記号・番号を記入してください】

※各種申請書の「記号」欄及び「番号」欄に記入がない場合は、個人を識別するのに時間を要し、審査に時間がかかります。

特に「給付金振込口座申請書」は、正確かつ迅速な給付金支払いが必要なため、必ず正 しい組合員記号・番号を記入してください。